

令和4年7月

美里町教育委員会定例会議事録

令和4年7月教育委員会定例会議

日 時 令和4年7月28日（木曜日）

午後1時30分開議

場 所 美里町役場南郷庁舎202大会議室

出席者 教育委員（4名）

教育長職務代理者 留守 広行

2番 委 員 佐藤 キヨ

3番 委 員 大森 真智子

4番 委 員 佐々木 忠夫

欠席（1名）

教 育 長 大友 義孝

説明員 教育委員会事務局

教育次長兼

学校教育環境整備室長 佐藤 功太郎

教育総務課長兼

総務係長事務取扱 伊藤 博人

教育総務課学校教育係長 森 陽祐

教育総務課管理係長兼

学校教育環境整備室技術主査 佐藤 敏次

教育総務課主事 青山 裕也

教育総務課主事 伊藤 大樹

学校教育専門指導員 阿部 毅

青少年教育相談員 門脇 宏

特別支援教育専門員 伊藤 淳

傍聴者 なし

議事日程

- ・ 令和4年6月教育委員会定例会議事録の承認

第 1 議事録署名委員の指名

- ・ 報告事項

- 第 2 教育長報告
 - 第 3 報告第 2 2 号 令和 4 年度美里町議会 7 月会議について
 - 第 4 報告第 2 3 号 新型コロナウイルス感染症について
 - 第 5 報告第 2 4 号 区域外就学について
 - 第 6 報告第 2 5 号 いじめ防止・不登校対策及び生徒指導（6 月分）について
 - 第 7 報告第 2 6 号 基礎学力向上等について
 - 第 8 報告第 2 7 号 美里町新中学校開校準備委員会について
 - 第 9 報告第 2 8 号 美里町新中学校整備等事業について
 - 第 1 0 報告第 2 9 号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価について
 - 第 1 1 報告第 3 0 号 運動部活動の地域移行について
 - 第 1 2 報告第 3 1 号 仙台市立南小泉中学校夜間学級に関する協定書の締結について
 - ・ 審議事項
 - 第 1 3 議案第 1 2 号 令和 5 年度使用教科用図書採択について
 - ・ 協議事項
 - 第 1 4 短時間労働者に対する健康保険の適用拡大について
 - ・ その他
 - 行事予定等について
 - 令和 4 年 8 月美里町教育委員会定例会の開催日について
 - ・ 閉会
-

本日の会議に付した事件

- ・ 令和4年6月教育委員会定例会議事録の承認

第 1 議事録署名委員の指名

- ・ 報告事項

第 2 教育長報告

第 3 報告第22号 令和4年度美里町議会7月会議について

第 4 報告第23号 新型コロナウイルス感染症について

第 7 報告第26号 基礎学力向上等について

第 8 報告第27号 美里町新中学校開校準備委員会について

第 9 報告第28号 美里町新中学校整備等事業について

第10 報告第29号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価について

第11 報告第30号 運動部活動の地域移行について

第12 報告第31号 仙台市立南小泉中学校夜間学級に関する協定書の締結について

- ・ 審議事項

第13 議案第12号 令和5年度使用教科用図書の採択について

- ・ 協議事項

第14 短時間労働者に対する健康保険の適用拡大について

- ・ その他

行事予定等について

令和4年8月美里町教育委員会定例会の開催日について

【以下、秘密会扱い】

第 5 報告第24号 区域外就学について

第 6 報告第25号 いじめ防止・不登校対策及び生徒指導（6月分）について

午後1時30分 開会

○教育長職務代理人（留守広行） 本日、大友教育長から体調不良のため欠席するとの連絡がありましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、教育長職務代理人である私、留守広行が教育長の代理を務めさせていただきます。

それでは、ただいまから令和4年7月教育委員会定例会を開会いたします。

座って進めさせていただきます。

本日の出席委員は委員4名でありますので、会議は成立しております。

説明員といたしまして教育次長、教育総務課長、青山主事、学校教育専門指導員、青少年教育相談員、特別支援教育専門員が出席しております。また、一部の事項において担当職員が出席いたしますので、よろしく願いいたします。

会議を行います。

令和4年6月教育委員会定例会の議事録承認について、事務局の報告を求めます。青山主事、お願いします。

○教育総務課主事（青山裕也） 議事録の承認についてご説明させていただきます。

先月の6月定例会開催しました議事録につきましては、既に各教育委員の皆様へ送付させていただきました。内容を確認いただいたところでもございました。こちらの内容につきまして、多少の字句等の修正につきましてはご提出いただいたもので修正を加えさせていただきました。特段問題がないようであればご承認を賜れば幸いです。よろしく願いいたします。

○教育長職務代理人（留守広行） ただいま報告いただきました、このことについてご異議ございませんか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長職務代理人（留守広行） なければ、議事録は承認されました。では、事務局でいろいろな手続お願い申し上げます。

それでは、日程に入ります。

日程 第1 議事録署名委員の指名

○教育長職務代理人（留守広行） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、美里町教育委員会会議規則第22条第3項の規定により、教育長が指名

することとなっています。

それでは、指名させていただきます。3番大森真智子委員、4番佐々木忠夫委員にお願いをいたします。

報告事項

日程 第2 教育長報告

○教育長職務代理者（留守広行） 日程第2、教育長報告を行います。

教育長報告につきましては、事前に資料をお配りしております。内容をご確認いただいていると思いますので、その資料をもって報告とさせていただきます。皆様よろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長職務代理者（留守広行） ありがとうございます。

日程 第3 報告第22号 令和4年度美里町議会7月会議について

○教育長職務代理者（留守広行） 日程第3、報告第22号 令和4年度美里町議会7月会議について、事務局からの報告を求めます。では、伊藤課長さん、お願いします。

○教育総務課長兼総務係長事務取扱（伊藤博人） 皆様、お世話さまでございます。よろしくお願いたします。

私からは、報告第22号 令和4年度美里町議会7月会議についてご報告させていただきたいと思います。

資料左上に報告第22号と書かれました美里町一般会計補正予算、ご覧いただければと思います。

こちらにつきましては、今週の7月25日、議会として7月会議が開催されたことから、関連の予算についてご報告するものでございます。

補正予算として、専決処分1つと一般会計の通常の補正予算の提案、2本の関連予算を提案してございます。

まず、こちら表紙を開いていただけたらと思います。

こちら専決処分として報告したものでございます。

これにつきましては、令和4年7月4日、午後に発生しました落雷が原因と思われる過電流によって、小牛田中学校火災報知器を含む防火設備が、落雷で故障し、火災時の警報が警備会社に通報できない状況となったものでございます。早期に復旧修繕を行うため、これに係る予算を緊急に追加する必要があったことから、令和4年度の美里町一般会計補正予算（第5号）として調製し、地方自治法第180条第1項の規定により、令和4年7月5日に専決処分したということで、議会に報告したものであります。

こちら補正額は327万8,000円で、火災報知器の大本の操作盤の基盤と火災のセンサー13個を修繕する内容となっております。こちらの修繕につきましては、早期に取りかかりたいということで専決処分の処理をさせていただいております。ただし、基盤の作製が、1か月から1か月半を要することから、現在は業者から業者が保有する仮のセンサー5個を設置して、こちらの対応を応急的にしているところでございます。基盤の作製が出来次第、迅速に修繕に取りかかる予定です。

続きまして、ページを開いていただきますと、表紙、議案第7号 美里町一般会計補正予算、こちらが補正予算の提案として出されたものでございます。

関連の議案といたしまして、ページを開いてください。

債務負担行為の補正が1点ございます。

こちらは、先の定例会でご説明いたしました美里町小学校ESD推進事業実施に関連して、小学校LED照明借り上げ料1点について、債務負担行為の期間及び限度額を追加したものであります。

ページをお開きください。こちら歳入でございます。

上の段ですね、第14款国庫支出金の第2項国庫補助金の教育費国庫補助金の部分です。教育支援体制整備事業費補助金35万5,000円追加したところであります。

次のページをお開きください。

中段より下になります。第10款の教育費の小学校費の教育振興費、こちら新規事業といたしまして、先ほどの債務負担行為と同様の部分でございますが、小学校ESD推進事業として、小学校LED照明借り上げ料129万4,000円追加したところでございます。

次に、同じく教育費の第6項保健体育費、こちらの学校給食費に、小学校給食事業としまして、施設用備品購入費39万9,000円、学校給食一般経費としまして、次のページに詳細載っております、報償金2万4,000円と消耗品費5,000円、合計42万8,000円

追加したところでございます。これは、先ほど歳入でご説明した教育支援体制整備事業費補助金を財源の一部としまして、学校給食における地場産品の利用促進の取組として、町内の生産者や団体からの意見をいただいた上で、それを反映した献立づくりを行ったり、備品として野菜切り機を購入するための予算でございます。

以上、簡単ではありますが、ご報告とさせていただきます。

○教育長職務代理人（留守広行） ご説明ありがとうございました。

ただいまの報告にご質問等ございませんでしょうか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長職務代理人（留守広行） ご質問なければ、次に進めさせていただきます。

日程 第4 報告第23号 新型コロナウイルス感染症について

○教育長職務代理人（留守広行） 日程第4、報告第23号 新型コロナウイルス感染症について、事務局からの報告を求めます。

○教育次長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） はい、よろしいでしょうか。

○教育長職務代理人（留守広行） 佐藤次長さん、お願いします。

○教育次長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 皆様、大変お疲れさまでございます。

私からは、新型コロナウイルス感染症についてご報告をさせていただきます。本日お配りした資料に基づきまして説明をさせていただきます。

令和4年7月6日以降、新型コロナウイルスの陽性者が急増しております。このことに伴いまして、令和4年7月13日に町長部局と協議の上、文部科学省のマニュアルがございますけれども、もともと大分落ち着いていたのでレベル1ということで設定しておりましたが、急に増えてきたということもございまして、感染レベルを2に引き上げて、その感染レベルに基づいた対応をこれまで行ってきたというところでございます。

それで、本日午前中まで寄せられている情報を見ますと、児童37名、生徒7名、幼児6名、教職員3名、合計53名の新型コロナウイルス陽性者が発生しているという状況でございまして、非常に増えているというようなところでございます。

続きまして、対応状況でございますが、夏期休業前はですね、前は、小中学校、幼稚園からの新型コロナウイルス陽性者発生の報告を事務局で受けまして、その各小中学校、幼稚園とい

ろいろと意見をやり取りして対応を行ってきたということでございます。ただ、現在は夏期休業中でありまして、学校での対応というのは基本的にはないということで、各小中学校、幼稚園に対して、保護者から寄せられている情報を教育委員会事務局に報告いただいているというような状況でございます。状況把握をしていると、感染状況の把握ですね。なので、緊急に上げていただく必要はないので、分かった時点で、例えば、休みの日に至急報告をいただくというよりは、例えば、休みの日であれば休み明けにご報告をいただいて、その状況を把握しているというところで対応しているところでございます。

今後の対応ということで書いてございますが、幼稚園につきましては、預かり保育を継続的に行っておりますので、状況を注視しながら、各幼稚園と教育委員会事務局で連携して対応していくというところでございます。

それで、万が一ということで、各幼稚園において教職員の陽性者、濃厚接触者、こういうものが増えていきますと、受入体制に支障が生じることもあります。そうなった場合に、しっかりと受け入れられるのかというところがありまして、もし教職員に対してそういうクラスターとかですね、そういう感染が広がるということがあった場合の対応につきまして、これから検討してまいりたいと思っておりますのでございます。各幼稚園が連携して乗り入れながら、その預かりというのに対応できるのか。様々なケースが考えられますので、それにつきましては、これからしっかりと各幼稚園と話し合いながら、その対応について早急に詰めていきたいなというふうに思っているところでございます。

あと、職員が新型コロナウイルス陽性者の濃厚接触者になった場合の待機期間というのは、今回さらに短縮されたというところもありまして、資料の3枚目に総務課から示された対応というものがございます。それで、資料の最後ですね、分かりやすく表を作ってみたのですが、濃厚接触者の待機期間の取扱いということで、基本的には濃厚接触者は5日間ということになっています。以前は7日間でしたけれども、5日間ということで、最終接触日をゼロ日といたしまして、その後5日間、これは自宅待機になると。何もなければ6日目に出勤、これが現在の基本的な対応ということになります。それで、短縮、まあどうしても理由があって職場に出なければならないということで出勤をさせる場合、そういう場合、最終接触日の次の日から待機期間になるのですが、1日目は自宅待機といたしまして、2日目、3日目に抗原検査を行って陰性を確認できた場合、3日目から出勤できるということでございます。

それと、あと保育機能継続ということで、やはり子供をしっかりと預かっていかなければならない、もう閉めることができないと、そういうような場合につきましては、濃厚接触者であっ

でも、初日から抗原検査をやり、陰性になることで出勤できる。これは毎日やるということですね。毎日確認して出勤するというようなところになっております。なので、この保育機能継続ということで、今後、例えば、幼稚園の教職員でそういう陽性者が出た場合、濃厚接触者が多くなった場合については、やはりこのような保育機能維持として出てきていただく必要があるケースも考えられるということでございますので、この辺も含めまして、今後の状況をよく見ながら必要な対応を取っていくということでございますが、現在のところ、この抗原検査キットがなかなか手に入らないという状況になっておりまして、教育委員会にも多少のストックはあるのですが、やはりそれでは賄い切れなくなるのではないかとということもございまして、ただ、今大体3%ぐらいしか、発注の3%ぐらいしか入らないということでございまして、例えば、100セット頼めば3セットしか来ないというような状況でもあるということでございます。そういう状況ではございますので、十分な対応ができるかというのが、もしなった場合ですね、今すぐなった場合は対応が難しいのではないかと考えておりますけれども、これにつきましては、その時点での対応ということで、それを適切にやっていくということにしかならないのではないかなというふうに思っております。

現在、非常に新型コロナウイルスが蔓延してございますので、その状況をよく見ながら、通達とか通知、そういうものをよく見ながら、町長部局と連携しながらしっかりと対応してまいりたいと。あと必要に応じまして皆様にご報告、あとはご意見をお聞きするというところも出てくるかとは思いますが、よろしくお聞かせしたいというところでございます。

説明につきましては以上でございます。

○教育長職務代理者（留守広行） ありがとうございます。

ただいまの報告についてご質問等がございませんでしょうか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長職務代理者（留守広行） ご質問等なければ、次に進ませていただきます。

【秘密会】

日程 第5 報告第24号 区域外就学について

日程 第6 報告第25号 いじめ防止・不登校対策及び生徒指導（6月分）について

次に、日程第5、日程第6に関しては、報告の内容に個人情報等がございましたので秘密会としたいと思いますが、いかがいたしましょうか。よろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長職務代理人（留守広行） それでは、日程第5、日程第6に関しては、秘密会とさせていただきます。事務局のほうで対応お願いをいたします。

○教育長職務代理人（留守広行） ここで秘密会を解かせていただきます。対応お願いいたします。

日程 第7 報告第26号 基礎学力向上等について

○教育長職務代理人（留守広行） 日程第7、報告第26号 基礎学力向上等について、事務局からの報告を求めます。では、阿部先生、お願いいたします。

○学校教育専門指導員（阿部 毅） それでは、基礎学力向上等についてのご報告を行います。

まず、1点目は、6月の3週目に実施しました学習・生活習慣調査の報告です。

別紙の資料1のように、町内の全体の状況と、それから各学校別の数値を上げさせていただいております。全体の報告の裏面には、各校から出された実態把握と、それから取組内容について示しております。

数値につきましては、今回はあくまで実態の把握という部分になります。今年度から、この調査は、子供自身の目標をしっかり持った学習態度の育成、生活習慣の育成という部分ということに目標を置いておりまして、各学校にはより主体的な態度、学習に対する態度に向けた全体の傾向、それから個別の傾向の把握について行っていただきたいということと、それから、魅力ある学校づくりというのを4月から行っておりまして、子供たちが学校に行きたくなる、そういったためにも、授業の改善という部分につきましてもしっかりと行っていくということの中で、その学習に対する目標設定という部分に関連させた取組をつなげていってほしいというふうに考えてお話をさせていただいております。

今回は1回目ということもありまして、あくまで実態だけの記載が多かったんですけども、

中には、子供の振り返りの部分を捉えて、そして指導に役立てているといった例があります。例えば、実態・課題の中の最後から2つ目、南郷中学校さんあたりは、目標学習時間には到達していないと答えた生徒が多い、十分に家庭学習の時間を確保できていないと感じている生徒も多いというふうに書いてあって、子供たちの意識の状態をまずは確認しているということが分かりました。それで、なお、それに向けて、改善に向けて取り組んでいるというような報告を受けております。

今後、第2回目が9月ということになりますので、その間もいろいろと各校との情報交換をしてやっていくと思います。

2つ目の第2回の学力向上推進委員会、明日行う会議なんですけれども、その協議内容についてのご連絡です。

学力向上推進委員会で立てた学力向上推進計画というもののの中に、年間の学力向上「みさとスタイル」という取組がございます。この取組の中で、今年度から全国学力・学習状況調査の誤答分析を小まめに行っていこうということを掲げております。そろそろ全国学力テストの結果が公表されるわけなんですけれども、それを基に、そこに具体的な取組内容示しましたが、これは文科省でも資料として結果の中に、各校、また委員会に送って寄こしているんですが、S-P表というものの活用を図っていくようにしていきたいということです。

S-P表の説明につきましては、資料をつけさせていただきましたので、何かあと不明な点がありましたらご質問いただければと思います。

そのS-P表の分析を基に、学校や学級の全体的な部分と個別の実態を正しく把握していくと。そして、そのことを基に、まずは個別指導を行って充実させていくということが狙いになってございます。1月から3月までの間に、習熟期間ということで、その学年で習ったことをもう一度確認するという部分が期間を設けておりますので、このようなS-P表の活用によって、よりの確な指導につなげることができるというふうに思います。

その後、それと併せて、より深く問題の意図を捉えた分析ということで、子供たちが大変弱かった問題というのはどういうふうな問題なのか、なぜそうなのかというところを分析するようなことを進めてまいりたいと思います。

最後には、それを日々の授業に役立てていくと。先生方の授業の質を変えていくというところにつなげていきたいと思います。

これらのことは、今年からのことでございますが、毎年少しずつこのつながりを太くして行って、確固たる学力向上のための一つの方策にしてまいりたいなというふうに考えております。

(2)のCRTの活用についても書いておりますけれども、昨年まで、令和2年度、3年度の状態につきましては、評定1という下位群の出現率の割合が非常に高く、小学校は非常に高くなっております。中学校になってくると、これデータが少し少ないのであれなんです、やや持ち直しているところはございます。ただ、やはりこういったことで、その学年で習った内容を十分に身につけないまま上の学年に上がるということは、結局、全国学力テストのような試験を受けても、結果としては思うようにならないものだというふうに思いますので、学力テストの誤答分析、そして補充とこのCRTの補充、そこら辺は併せて行っていきたいというふうに考えております。

そして、最後ですが、夏休み前の指導主事学校訪問の内容でございますので、ご確認いただければと思います。

今後の予定といたしまして、今5校が終わっております、9月1日から幼稚園が開始されます。7月1日の北浦小学校には留守委員にもご出席いただきましてありがとうございました。今後ともご予定を合わせていただきまして、訪問と一緒にご参加いただければありがたいと思いますので、ご検討よろしく願いいたします。

私からの報告、以上です。

○教育長職務代理人（留守広行） ありがとうございます。

ただいまの報告に対しましてご質問等ございませんでしょうか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長職務代理人（留守広行） なければ、次に進ませていただきます。

日程 第8 報告第27号 美里町新中学校開校準備委員会について

○教育長職務代理人（留守広行） 日程第8、報告第27号 美里町新中学校開校準備委員会について、事務局からの報告を求めます。伊藤さん、お願いします。

○教育総務課主事（伊藤大樹） それでは、美里町新中学校開校準備委員会について、資料に基づいて説明させていただきます。

まず、資料ですが、A4ホチキス留めの美里町新中学校開校準備委員会協議結果報告書というものと、本日、A3カラーで7枚組の資料追加で配付しております。こちらについては、協議結果報告書の別紙の資料になりますが、事前の配付ができず申し訳ございませんでした。

それでは、A 4 のホチキス留めの資料を基に進めさせていただきます。

本日報告させていただくのは、令和 4 年 6 月 27 日に開催されました第 3 回代表者会の協議結果となります。

内容としては、美里町新中学校施設設計についてと学校名の選定方法についてという 2 点を協議しております。

まず、美里町新中学校施設設計についてですが、こちらは本日配付した A 3 の図面を基に意見交換を行っておりまして、主な意見として、体育館・武道場、職員室、プール、外構、トイレですね、その 5 つの部分について意見がございました。内容については資料をご確認いただければと思います。これらの意見を踏まえまして、今後基本設計の検討を進めていくということになっております。

次に、学校名の選定方法についてです。選定方法については、公募を行うこととなりまして、学校名については、公募の結果を踏まえて協議を行うということになっております。

公募の内容については、資料 2 枚目の美里町新中学校校名募集要項兼応募用紙（裏面）というものをご覧いただければと思います。

まず、募集対象としては、誰でも応募できるようにしておりまして、募集期間は令和 4 年 7 月 21 日から令和 4 年 8 月 31 日の期間としております。応募方法としては、裏面にある応募用紙、それでの応募と、あとはウェブ上での応募が可能としておりまして、1 人 1 点までの応募ということで今募集をしているところでございます。この公募の結果を基に学校名の協議を進めていく予定でおります。

新中学校の開校準備委員会についての報告は以上となります。よろしくお願いいたします。

○教育長職務代理人（留守広行） ありがとうございます。

ただいまの報告についてご質問等ございましたら、ございませんでしょうか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長職務代理人（留守広行） なければ、次に進めさせていただきます。

日程 第 9 報告第 28 号 美里町新中学校整備等事業について

○教育長職務代理人（留守広行） 日程第 9、報告第 28 号 美里町新中学校整備等事業について、事務局からの報告を求めます。佐藤さん、お願いします。

○教育総務課管理係長兼学校教育環境整備室技術主査（佐藤敏次） それでは、私から、美里町新中学校整備等事業について報告をさせていただきます。

資料はA4、1枚のものになっております。

まず、造成工事業務について報告させていただきます。

現在は、先月の報告に引き続き、地盤改良工事を継続して行っております。真ん中にございます写真の左上が北東側になってございまして、そちらから始まっておりました地盤改良工事は、現在、西側、写真手前側、町道側の付近の施工を行っております。先日、15日の夜から降りました大雨の影響もなく、そちらは、業者さんがポンプ等で排水を行うような形で施工を変えまして、被害は特にございませんでしたので、予定どおり9月末まで地盤改良工事を継続する予定になっております。

続きまして、設計業務についてなんですけれども、こちらは基本設計を事業者ですとか、各学校の先生、関係者、開校準備委員会からの意見を取りまとめてございまして、基本プランの検討も終盤に差しかかっております。大きな部分としては、相談室や保健室の配置ですとか、避難所になる予定になっておりますので、そちらの防災倉庫の位置、大きさなどについても検討してございまして、今後は電気設備や機械設備、あとは3つ目、外観ですかね、そういったところも話を進めて、8月までに事業者で取りまとめて、9月に基本プランを確定させる予定になっております。

以上になります。よろしくお願ひします。

○教育長職務代理者（留守広行） ありがとうございます。

ただいまの報告につきましてご質問等ございませんでしょうか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長職務代理者（留守広行） なければ、次に進みます。

日程 第10 報告第29号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価について

○教育長職務代理者（留守広行） 日程第10、報告第29号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価について、事務局からの報告を求めます。青山さん、お願ひします。

○教育総務課主事（青山裕也） では、私よりご報告させていただきます。

報告第29号でございませす。

まず、資料につきましては、事前配付させていただいたものでございまして、前回の6月定例会以降、内容について部分的にですが、修正、追記等が既に発生しているところでございます。

なお、この表紙の右下に、いつ時点のものというところを入れさせていただいているところございますので、その都度最新のものに更新する都合上、このような表記させていただく点、あらかじめご了承のほどお願いいたします。

では、改めてご説明させていただきます。

着座にて失礼いたします。

まず、7月15日に教育委員会の第1回評価委員会、この期間の会議として開催をしております。こちらに既に素案として定例会でこちらお出しさせていただいたもので、こちらに教育委員の方々のご意見を反映したものを第1回評価委員会に上げさせていただきました。こちらでいろいろご意見等、その場が出たもの、そして、前回のスケジュール案でもお示しさせていただいたとおり、その後、評価委員会の5人のご意見等いただいた部分、今回反映しております。こちらの反映したもので、変更があった点について、簡単にご報告させていただきます。

まず、2ページのところでございます。

こちらの最下部のところでございますが、教育長、教育委員の名簿でございます。こちらに関しまして、教育長職務代理者の前後藤委員の辞職以降の留守委員のところに表記を追記させていただきました。3月31日までというところでの名簿の取扱いでございますので、その内容を改め、追記をしております。

続きまして44ページでございます。

こちらは、あくまでレイアウト上の変更点でございます。44ページから47ページにかけてでございますが、以前ですと、こちらの総合計画に掲げる2つの教育政策に関するレイアウトでございましたが、横並びのほうでさせていただきましたが、より見やすい方法をその後模索しまして、このような表記に今回改めさせていただいているところでございます。なお、内容につきましては、基本的に変更ございませんので、見栄え上の問題というところでご理解のほどいただくと幸いです。

続きましてその後というところでございますが、48ページ以降でございます。

総合計画に関する点検・評価の報告でございます。これ以降につきましては、各事業の点検・評価の記載でございますが、こちら一部評価委員会のご意見出たところを反映しておりまして、各事業単位での満足度調査の指標を表示する上で、どのような時期、どのような対象の方に対

して、どの項目で調査をしたのかと、それがまず前段にあった上でこの結果ですというところを入れていただいたほうがよりいいのではないかとこのところのご意見ございました。今回はあくまで案の段階でございますので、一旦それを入れた状態で、より詳細な情報を報告の中でお示ししてはいかがかなというところに入れさせているところではございます。

続きまして57ページ以降になります。

こちらにつきましては、あくまで現段階の評価委員会としての意見というよりは個人、評価委員個人としてのご意見として今現在取り扱っております。ただ、この57ページにつきましては、告示の日にご送付しました内容以降ですね、実は評価委員の一部のところから内容修正の必要性がある旨を頂戴しておりまして、そちらを本日、大変恐縮でございますが、別紙のものとしてお配りしました。こちらは現段階の評価委員会委員のご意見として出ているものでございます。

なお、こちらのご意見に対する改善策としてのご回答、こちらはあくまで現在素案の状況でございます。最終的には教育委員会としての報告書でございますので、こちらについて教育委員さんと討論をして、内容の修正等々いただくような形でお願いできればと考えておりますので、あくまで現段階の案という形でご理解のほどいただくと幸いです。

その後、58ページでございます。

こちらに総合的な意見とありますが、こちらについては第2回の評価委員会で最終決定するところもでございますので、大変恐縮ながら、本日のところではまだ未記載のところでご理解のほどいただくと幸いです。

最後は、59ページ以降から最後の62ページに至るところでございますが、こちらにつきましても、あくまで現段階出ている前年度からの課題、そして、それに対する改善策としての回答案というところで掲載させていただいております。ただ、この点については、本日はないでございますが、改めて教育委員の方々へご意見頂戴しているところでございますが、今評価委員会で、59ページの1)及び3)、いわゆる非常勤職員の比率が高いこの問題に対して、今後どう見直していくべきか否かというところの議論でございます。現在では、評価委員会としてどのようにこれを見ていくかというところご意見頂戴しておりますが、今現状のご回答の状況で見ますと、あくまで抜本的解決は難しいと。併せて、この会計年度任用職員でより質の向上、資質向上を促すために研修を充実するとか、職責のところをもう少し明確にして職員に下ろしたらどうかと、そういったご意見をいただいております。現体制の上でより質を維持していくに、どのような対策が取れるかというところに考えをシフトしたらどうでしょうかという

ところが多く意見として出ているところがございますので、この点についても一応参考までにご確認いただけると幸いではございます。

最後の62ページにつきましては、こちらあくまで昨年度のベースに案として入れさせていただいているところございます。ここにつきましても、今後教育委員の皆様方にご意見をいただいでいく中で、多少修正は入っていくと思われま。あくまで前年度ベースとして現段階のものとしてご理解いただけると幸いではございます。

なお、62ページの2段落目の3行目でございます。報告書をまとめた月のところを現段階まだ未記載としておりますが、こちらについては報告書がまとまった時点で正式な該当月入れさせていただき予定でございます。参考までですが、昨年については8月という記載とさせていただきましたので、その辺ご理解をお願いします。

まず、報告書の内容については以上でございます。

続きまして、今後の進め方、スケジュールの確認をさせていただきたいと思ひます。

こちらについても、本日別紙資料で配付をさせていただいておりました令和4年度のスケジュールというところをまずご確認くださいと幸いではございます。

これは6月の段階でも同様のものをお示しさせていただいたところではございましたが、その時点ではまだその後の会議の開催状況等については全て予定という形にしか記載がないところではございましたので、今回につきましては、既に会議が終了した部分、そして今後確定している部分、掲載させていただいております。本日が7月28日の定例会でございます、既に7月15日、先ほど申し上げましたとおり、第1回評価委員会が終了しております。なお、今回定例会の資料でお示しした部分については、一旦7月21日段階で期限を切らせていただいた上での評価委員のご意見を頂戴しております。評価委員につきましては、7月29日まで期限を延ばしまして、追加の意見お受けすることとしておりますところ。こちらにスケジュールの2ページ目に第2回評価委員会の開催日、こちらが今現状確定という部分でございます。8月5日金曜日、こちら予定しておりますので、こちらまで一応評価委員会のご意見、あとこちらの事務局でまとめさせていただいた上で、この8月5日に評価委員会としてのご意見を最終的にまとめるというところを段取りで考えております。

なお、ここ以降につきましては、あくまで昨年度の動きとある程度合わせた形での予定でございますが、ちょうどこの8月5日以降、8月19日、この間が今空欄になっておりますが、昨年度につきましては、この評価委員会の第2回後に臨時会の開催をしてございました。こちらで教育委員会として最終的な報告書をまとめていく。その後、多少字句修正等については事務

局で対応させていただいて、教育委員会で最終確認いただいた後に議会に移行していくというようなスケジュールでございました。まだ臨時会開催については、もちろんまだお話の出ないところございますので、今回はこちらは入れておりません。

以上の内容でご理解いただければ幸いです。

スケジュールのご説明は以上でございます。

最後にこちら大変恐縮ながら、教育委員の皆様にご理解いただきたいところございます。前回の6月定例会で、この報告資料に関して、昨年度まで報告しておりました法令チェックシート、こちらの必要性についてご意見いただきたいという旨、こちらさしあげておりました。その後、教育委員皆様お一方ずつから意見だけは頂戴しておりましたが、結論から申しますと、必要性は特にないというところで皆様からのご意見いただいているところございます。ただ、あくまで教育委員会としての合議体での意見として、できればこの場で結構でございますので、改め法令チェックシートについては今年度以降の取扱いはしないというところでよろしいかどうか。あくまで報告用として入れないというところで問題ないかというところのご意見最終的にいただければ幸いですので、何とぞよろしく願いいたします。

報告について以上でございます。

○教育長職務代理者（留守広行） ありがとうございます。

ただいま青山さんからご報告ありました。特に法令チェックシートにつきましては、個々の委員さんにはご確認していただいたという報告ありました。再度、この委員会で確認させていただきます。各委員さんのほうで、従来どおり掲載したほうがいいのか、それとも、今後は掲載しなくてもいいか、何かご意見ございましたらお願いをいたします。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長職務代理者（留守広行） ないようであれば、省略していただいてもかまわないという確認取れましたので、事務局で進めていただければと思います。

あともう一つ、ご質問等はございませんでしょうか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長職務代理者（留守広行） ご質問なければ、次に進めさせていただきます。

○教育長職務代理者（留守広行） 日程第11、報告第30号 運動部活動の地域移行について、事務局からの報告を求めます。青山さん、お願いいたします。

○教育総務課主事（青山裕也） では、私より、報告第30号 運動部活動の地域移行について報告させていただきます。

大変恐縮ながら、着座にて失礼いたします。

こちらの運動部活動の地域移行について、今回の教育委員会で初めてお話に出すところでございます。今回、簡単な概要と、あと今現状の動きというところを報告させていただきます。ただ、大前提としてございますが、今回報告させていただくのは、あくまで現在国が考えている内容をお示ししたものでございます。決してここで町の今後どうしていくかというものはまだございませんし、正直、この協議の部分につきましては、まだこの場では判断つかないところが非常に多いのではないかなというところがございますので、その点でのご理解をいただいた上でお聞きいただければと思っています。

なお、ご説明さしあげた後に、現在の県の動きというところを伊藤課長のほうから補足を入れさせていただきますので、併せてお願いいたします。

では、報告資料をご覧くださいませ。

まず、概要でございますが、基本的にはこちらの資料に示させていただいたところが現在文部科学省で示されているものでございます。

こちらですが、導入の切り口が学校の教職員の方々の働き方改革のところから事は始まっております。これはご存じとおりでございますが、教職員の方々の学校での長時間労働というのが非常に問題視されているところでございます。やはり休日出勤が多いところ、あとは在校している時間が非常に長いところ、そこに関しまして、教職員の方の非常に負担が増えていると。結果的にそれが休職につながったりとか、最悪退職につながったりとかというところがかかり問題視されているところでございます。

文部科学省につきましては、こちらに概要を示させていただいておりますとおり、平成31年1月25日に開催されました中央教育審議会において、新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策と、こちらを答申の資料としておまとめしたところでございます。こちらの答申結果につきましては、実際にはいろんな項目がここで示されているところでございますが、今回の報告にありますとおり、この運動部活動、組織でいえば文化部も部活動に入るんですけれども、部活動という枠組みで申し上げますと、必ずしも教師が担うべきものなのかというところを出ているところで

ございます。やはりこの部活動につきましては、今現状としては学校単位で行っているもの
ございますが、その学校を取り巻く地域単位、これを取組の枠として、必ずしも学校が担うべ
きものではなく、地域住民全体としてこれを担ってはいかがかなと。それをすることで、結果、
教職員の労働時間を減らすことにつながるのではないかと出てくるようになってきます。

その下、現状抱える課題については、報告資料のとおりでございます。特段説明を省略はさ
せていただきますが、実際に休日労働で非常に負荷が出ているというところの内容でございま
す。

その後、方向性としまして、先に申し上げさせていただきましたが、現在の方向性の第一弾
としましては、特に休日、土日祝日、こちらの部分を先行して地域移行したらどうかという
ところで、現在国は案を考えているというものでございます。現在部活動というと平日と休日、
これ2つに分かれるところでございますが、平日部活動につきましては、やはりその前に教科
指導があって、その後に課外活動としての部活動というところでございますので、これは教育課
程上では課外活動に位置づけられるんですが、あくまで教育関係の一環としての連動性とい
うところを、まずは平日そのままに維持しつつ、休日部分で減らすことはできないかという
ところで国は考えているというようなところではございます。

ただ、その教師が休日は完全にやっちはいけないかというところでございますが、こちらに
ついては希望制を取ると。希望があればできるという内容でございます。ただ、あくまで希望
なので、本人の意向に沿うものであり、強制するものではないと。ここは学校の管理体制上注
意しなければいけないところの部分でございますが、あくまで希望制というところございま
す。

この休日の地域の移行につきましては、それ以降の具体的な方策から、次ページ、2ページ
のところの地域部活動の運営主体としての想定と、こういったところの方策、そしてその主体
となる団体というところについては、今現状お示しさせていただいたとおりの国の考え方では
ございます。

ただ、ここにつきましても、実際地域ごとでその団体がそもそもあるのかというところ、実
際担うほどのその規模感なのか、そして、平日、休日の連携がうまく取れるのかどうか。休日
部分としての団体が担う、地域として担った場合の、例えば、お子様の事故の取扱いをどうす
るか、責任の所在はどうするか、そういったところについても、まだ正直問題は課題として残
っている部分多いところではございます。ただ、あくまで国の考え方としては、大枠の中で平

日と休日を一旦分けたいかがかというところで考えが出ているところでございます。

続きまして、この2ページのところ以降について、公立学校において教師等の兼務兼業の取扱い、先ほど申し上げましたとおり、休日の教師の出勤についてはあくまで任意の希望制を取るといったところではございますが、ただ、そうなってしまった場合、希望する職員の方が実際にその兼務兼業としてなってしまうのかどうかと。そもそも地方公務員法の取扱いとしては、兼務兼業は基本的に任命権者の認める範囲で認められた場合に限るとしております。ただ、そうなってくると、実際サービスを担当しているのは市町村教育委員会になりますので、そちらの教育委員会でどういった基準でこれが認められるのかどうかというのも、正直市町村単位での課題になってくるというふうには考えております。

今回、こちらの示させていただいたものについては、あくまで国が今現状想定している判断基準というところをお示しさせていただきましたので、あとこちらは今回参考という形で入れさせていただいておりますので、その点ご確認のほどいただくと幸いではございます。

続きまして、3ページでございます。

こちらにつきましては、現在の平日部活動の取扱いのところ、そして、先ほど申し上げた事故が発生した場合の対応で、こちらについてあくまで国の考え方というところを示させていただいております。今の考えにつきましては、あくまで国の考えとして、基本的には平日学校で休日が地域ということで、基本的には枠組みは切り離すと。ただ、その中身のところの実際教育課程上の連携をどう取るのか。平日の部活動と休日の部活動で全く違う内容やっしまえば、それは意味がないというふうになってくると思いますので、そのあたりの連携をどうするのか、ここについてはまだ示されていないところがございますので、今後の課題になってくるんじゃないかなというところで想定されているというところがございます。

最後のところでございます。

実際これを仮に導入する上で国の想定している費用負担の部分、何か支援策というのが現状想定されているのかというところがございますが、こちらにつきましては、県の部活動の担当部署に確認させていただきましたが、現状出ているものとしては、こちら示しております3点でございます。

あくまでこの利用者負担に関する減免措置、こちらについては現状としては生活困窮者を中心とした考えで今のところはあるようでございます。また、団体で、ないしは、市町村でこの指導者の確保であったりとか、団体確保する上での支援策であったりとか、あとは部活動に移行した場合、その団体運営、こちらに関する支援策、こういったところを何かの形で財政措置

できないのかというところは、文部科学省と現在内容を協議しているというところではございます。

当初想定されていたのは、令和5年度より段階的に移行するというところが示されていたというところでありまして、現状県から出ている情報としては、予算措置上の概算請求の検討をしているというところがございます。

あと、こちらにつきましては、まず率直なところ申し上げますと、情報量が薄い部分が非常に多いところと、あと不透明なところがまだ多いです。こちら示させていただいたところも、正直これで大分具体的になった内容でございますので、これからさらに踏み込んだ、より一層この市町村単位でどういうこれを対応していったらいいのかというところについては、なかなかそれ以上、国としての考え方とか、県としての考え方が出ていないというのが今現状でございますので、冒頭申し上げましたとおり、こちらでまだ協議する前段のまだ段階というところございましたので、改めてこの文部科学省の考え方、現状のものとしての報告としてのご理解いただけると幸いではございますので、よろしくお願い申し上げます。

○教育長職務代理人（留守広行） 伊藤課長さん。

○教育総務課長兼総務係長事務取扱（伊藤博人） それでは、ただいま青山から資料についてご説明させていただきましたが、私から若干ですが補足のご説明をさせていただきたいと思えます。

今の説明の最後に、国としては令和5年度から段階的な移行したいということの情報ありましたということでご説明させていただいたところです。これにつきましては、ちょうど大体6月中旬ぐらいにいつきニュースにもなったんですけども、令和4年6月6日にスポーツ庁の有識者会議となる運動部活動の地域移行に関する検討会議、こちらの会議において、運動部活動の地域移行に関する検討会議提言というものが取りまとめられて提出されたところがございます。その中に提言としまして、令和5年度を開始として、大体3年、令和7年度末をめどとするのが適切ではという提言が出されております。

この提言を受けまして、今月上旬、7月2日ですが、県の教育庁保健体育安全課が主体となりまして、圏域で各種自治体、あとほかにスポーツ団体の組織を対象としまして、情報交換会を開催しております。大体7月頭から7月中旬の間に情報交換会やっております。

そして、こちらの大崎圏域につきましては、7月2日の土曜日、こちらの情報交換会ということで、町内のスポーツ団体含め、私と町長部局のまちづくり推進課の課長が参加して情報交換をしてきたところです。ただ、情報交換といいましても、まだ国で詳細な部分がまるっきり

出ていない、あと実際課題もかなり多いということから、うちの町を含め、ほかの自治体も現実には全く手つかずの状態です。どこの自治体も意見交換会ではそのような状況でございました。

それで、県の担当者から国の担当者レベルで今後の動きというのを問合せしたという説明もあったのですが、国の運動部活動の在り方に対するガイドライン、こちら改定版が担当者レベルの説明では8月から9月にしか示せない。多分担当者レベルでのお話、ご説明なので、もしかすると、手順を踏むともっと時間がかかるかもしれないという説明があったそうです。その後、地域移行に向けた県としての具体的な取組やスケジュールを定めた上で県内市町村に発信したいという話でした。

ですので、そちらの部分、国、県の方針や進め方、ある程度見てからしか自治体も動けないということで、今の段階では現在の情報を出すしかできない状況となっております。ただ、今後スポーツ団体とうちの町の独自の情報交換、各中学校への現段階の情報共有などは進めていきたいと思えます。

今後、こちらにつきましては、内容の情報共有、または、例えば進め方についてこちらの場でお諮りすることもあるかと思えますが、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○教育長職務代理人（留守広行） ありがとうございます。

ただいまの報告につきましてご質問等ございませんでしょうか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長職務代理人（留守広行） なければ、次に進めさせていただきます。

日程 第12 報告第31号 仙台市立南小泉中学校夜間学級に関する協定書の締結について

○教育長職務代理人（留守広行） 日程第12、報告第31号 仙台市立南小泉中学校夜間学級に関する協定書の締結について、事務局からの報告をお願いいたします。では、森さん、よろしく申し上げます。

○教育総務課学校教育係長（森 陽佑） 学校教育係長の森と申します。私から、仙台市立南小泉中学校夜間学級に関する協定書の締結についてご報告させていただきます。

資料につきましては、仙台市立南小泉中学校夜間学級の設置についてと題しているものでございます。こちらの資料につきましては、仙台市教育委員会から示されたものでございます。

不確定な事項を含みますので、現時点では内部限りということで取り扱わせていただきますのでご注意願います。

まず、中学校夜間学級とは何かというところからなんですけれども、資料の1、設置方針の(1)設置目的をご覧ください。

様々な理由により義務教育を修了できなかった方や不登校等のためにほとんど学校に通えなかった方、また本国で義務教育を修了していない外国籍の方などの、改めて学びたいという思いに応えるため、仙台市立南小泉中学校に夜間学級、通称夜間中学というものなんですけれども、こちらを設置するものでございます。

今回、仙台市教育委員会と宮城県教育委員会の働きかけにより、県内市町村の全ての住民がこの夜間中学に通えるよう協定を締結させていただきました。本来であれば、事前に委員の皆様にお知らせすべきところではございましたが、仙台市からの正式な通知と協定書の提出期限まで時間がなかったので、今回報告という形を取らせていただきました。

概要をご説明いたします。

(2)の入学対象をご覧ください。

入学の対象になるのは、記載の①から③のいずれかに該当する者で、県内在住の者となります。ただし、仙台市以外の市町村については、事前に協定を締結した市町村の在住の者に限るということになります。義務教育を修了しないまま学齢期を経過した者など、年齢や国籍にとらわれず、改めて学びたいという思いがある方が入学できるという制度になっております。

なお、現時点では、本町の住民で入学の意向を示している方、それから興味があって問合せをしてきた方というのはいらっしゃらないという状況でございます。

設置時期については、令和5年4月からということになっております。

(6)の運営費のところなんですけれども、この夜間中学に係る経費については、仙台市に対して国庫支出金や交付税の措置があるもの、国から財源が補填されるものについては仙台市が負担するというので、それ以外の部分で、生徒が在住する市町村も一部案分して負担するというような形になります。

1ページの下に運用に関する内容ということで、ここから入学までのスケジュールや教育課程、それから1日のタイムスケジュールなど細かいところを書いてございますので、ご確認をお願いいたします。

なお、この内容については、今後変更されることもございますので、ご承知を願います。

4ページ目をご覧ください。

締結した協定書の写しになります。2と3のところ、先ほどお話ししました費用負担について規定されてございます。

5ページ目になりますが、この協定の締結日なんですが、7月19日に締結をさせていただいております。

以上でございます。

○教育長職務代理人（留守広行） ありがとうございます。

ただいまの報告についてご質問等ございませんでしょうか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長職務代理人（留守広行） なければ、次に進めさせていただきます。

審議事項

日程 第13 議案第12号 令和5年度使用教科用図書の採択について

○教育長職務代理人（留守広行） それでは、審議事項に入らせていただきます。

日程第13、議案第12号 令和5年度使用教科用図書の採択について、事務局からの説明を求めます。では、森さん、お願いします。

○教育総務課学校教育係長（森 陽祐） 議案第12号 令和5年度使用教科用図書の採択についてご説明をさせていただきます。

資料につきましては、議案第12号と採択資料と題するものでございます。

こちらの採択資料につきましては、左上に取扱注意とございますが、北部地区の協議会のほうから、7月29日の午後4時以降に公表になるということで、それまでについては内部資料ということでの扱いになりますのでご注意をお願いいたします。

それでは、議案書の下理由をご覧ください。

提案理由をご説明いたします。

令和5年度から使用する教科用図書の採択について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第4項の規定に基づき設置した北部地区教科用図書採択協議会会長から採択協議の結果通知がありましたので、法第13条第5項の規定に基づき、教科用図書の採択をするものでございます。

令和5年度に使用する教科用図書のうち今回採択するものについては、前回の会議でご説明

いたしましたとおり、特別支援教育に使用する一般図書でございます。この一般図書について、2市4町で構成される北部地区教科用図書採択協議会で各市町の採択希望を集約いたしました。本町においても各学校に意見照会し、委員の皆様にもお諮りして提出をしたところでございます。その意見をまとめて協議会で専門委員会等の審議の上、最終的な協議結果が通知されました。

お配りしました資料の3ページをお開きください。

3ページからが小学生、小学校用の、そして、6ページが中学校用になっております。

基本的には、先月にお諮りした全ての図書が問題ないものというふうにされているんですけども、一部供給が不可能であることが判明したものがあまして、そちらが削除になっております。6ページの中学生用の13番の図書ですね。それ以外は全て採択に適しているという結論でございました。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○教育長職務代理人（留守広行） それでは、質疑に入りたいと思います。ご質疑ありませんでしょうか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長職務代理人（留守広行） なければ、質疑を終結させていただきます。

討論に入ります。討論ありませんか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長職務代理人（留守広行） ないようなので、討論を終結させていただきます。

それでは、採決に入ります。

議案第12号 令和5年度使用教科用図書の採択について、本案は原案のとおり承認したいと思いますが、賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

賛成の委員の挙手全員であります。よって、議案第12号 令和5年度使用教科用図書の採択については原案どおり可決されました。ありがとうございました。

協議事項

日程 第14 短時間労働者に対する健康保険の適用拡大について

○教育長職務代理者（留守広行） 次に、協議事項に入ります。

日程第14、短時間労働者に対する健康保険の適用拡大について、事務局からの説明をお願いいたします。青山さん、お願いします。

○教育総務課主事（青山裕也） では、私より、協議事項でございます短時間労働者に対する健康保険の適用拡大についてのご説明をさせていただきます。

資料につきましては、事前配付させていただいたものでございます。あらかじめお目通しいただいているというところでご理解いただきたいと思います。

まず、こちらの簡単な概要でございます。

既にこちらの資料1ページにお示ししておりますが、年金制度の機能強化のための国民年金等の一部を改正する法律、こちらが令和2年6月5日に公布されたものでございます。こちらの内容というのが、端的に申し上げますと、社会保険と呼ばれます健康保険及び年金、こちらの適用拡大を図るもの、増やしていくというものでございます。こちら特に行政官公庁のみならず、企業でも同様の取扱いをしておりますので、基本的には労働者全体に広がっていくものというところでご理解ください。

こちらの法律の内容については、非常に内容が多いものでございましたので、今回本件に関連するところのみの掲載にしております。

こちら1ページの概要を簡単にご説明させていただきました。

その下でございますが、主だった改正内容の適用につきまして、被用者保険の適用拡大というもの、こちらがでございます。

その下、(1)番に関するところの記述ご覧くださいませ。

旧前、こちらの短時間労働者の適用拡大につきましては、平成28年10月から順次行っていくというところで法に示されているところでございます。この時点では、事業規模は常時500人を超える部分、かつ、勤務時間が継続して1年以上の方というのを別途示していたところございました。

こちらが令和2年の改正法の公布に伴い、その横、ちょうど枠で囲んでおりますが、週の労働時間及び賃金、かつ、適用除外要件については特段変更ございません。ただ、事業規模の部分と勤務時間、いわゆる継続雇用の見込み要件については段階的に縮小傾向、緩和して、より小さい規模でも行えるように段階的に減らしているというものでございます。

今回につきましては、この令和4年10月以降適用の部分についてのご協議内容というところでございます。

旧前、こちらの常時500人を超えるという事業者には該当しておりませんでした。ただ、こちらが常時100人を超えるということになると、教育委員会部局、正直対象となります。そうしますと、この労働時間のところで、従来、週20時間以上30時間を超えない方については、雇用保険のみでの適用としておりました。社会保険は30時間を超える会計年度任用職員、こちらが該当していたところでございます。ただ、こちらの適用拡大に伴いまして、原則週20時間を超える方々が全体的に対象となるというものでございます。

ただ、1点、賃金要件ございますので、あくまで月の見込み8万8,000円以上の方というところが対象としております。こちらについては、この後ご説明するんですが、一般的な年間での収入というよりは、雇用契約上の賃金において、基本を整えるというものでございます。例えば、夏休み、冬休みに入ると勤務が発生しない会計年度の先生方非常に多いところございますが、そこで年収を考えるわけではなくて、あくまで雇入れ上の通知の内容になっています。なので、週20時間で時給が幾らというところが制定されていれば、あくまでそれをベースにもう賃金を構成してしまう、そちらで判断するというところがこの8万8,000円の基準というところで今後は考えているところでございます。

その下でございますが、今回新規でこの社会保険に該当するであろう職種のところをこのような形で今回掲載させていただいております。

ただ、この点につきまして1点留意事項ございまして、対象については、ほぼ全ての職種について対象が考えられるところでございますが、ただ、実際従来の年間収入ベースのところで見ると、基本この健康保険上の扶養の範囲というのは年間130万円というところを一つの上限としております。ただ、実際に令和2年度から期末手当の制度も該当したところから、実はもう既に超えている見込みがある職種の方、何職種かございます。この点については、現状多いのが基本的にはご本人さん次第になっているんですけども、ご自身で例えば国民健康保険に入っているとか、ほかの仕事の社会保険というところが一番多いと。ただ、この点については、今後移行していくに伴い、現状の調査をさせていただき予定で考えているところでございますので、その後の移行をじゃあどうしていくのかというところは、ほぼそれぞれで多少対応は変わってくると思いますが、ただ、現状町長部局とのすり合わせの段階では、基本的には一律的に社会保険に全て切り替えていくというところでございますので、そこで個人の反応どうなっているかというところについては、こちらも詳細見ていこうというふうには考えているところではございます。

続きまして、裏面、2ページをご覧くださいませ。

こちらについては、実際もう健康保険の移行に伴う記述を入れさせていただきました。

実際こちら今回町長部局でも同様の動き見ておりまして、こちら町全体としてこれをどう動かしていくかというところで今情報整理しているというところでございます。

ここでは、移行後の新しい保険者については、現在2つ示されておりまして、市町村共済組合というものの、一般的には行政職の方々が入っているものでございます。そしてもう一つは、今幼稚園の先生方とかが入っているものですが、学校共済組合というもう一つの保険者がございます。基本的には、こちらのどちらかに入っていく想定で考えているところでございます。そうなりますと、現在この会計年度任用職員の大多数が全国健康保険協会、こちらに加入しているところでございますので、こちら順次移行していくというところで内容を現在整理しているものというところでございます。

こちら今回2ページから3ページに記載させていただいたのは、実際全職種の会計年度から正規職員までの移行の想定を入れたものでございます。こちらについて、一応総務課と内容がある程度すり合わせはさせていただいている中での掲載としておりますが、ただ、この移行後の保険者については、学校を基準とした場合、現在学校共済としているもの、それ以外については市町村共済組合としておりますが、多少まだ議論の余地があるというところでございますので、あくまで現段階というところでご理解ください。多少どちらか変更になるということも十分考えられますが、基本的にはどちらかに移行していくという流れは恐らく変わらないのではないかなと見込まれてご理解のほどいただけると幸いです。

続きまして、3ページご覧くださいませ。

こちら今後の導入についてというところで中段お示しさせていただいております。

今後予定としています法施行が始まる10月1日以前、8月からこの10月迎えるまでの段取りとして、どのようなスケジュールを今後組んでいくかというところで、現段階、町長部局と内容をある程度すり合わせさせていただいている段階で、現状考えられる想定をこちらに掲載させていただいております。

まず、そもそも所属長にこの情報しっかりとご理解いただく必要性ございますので、まずこちらのご説明。それ以降につきましては、現在会計年度任用職員のほぼ全ての方々が入業に入っております。多くの方は小中学校夏期休業に伴う、幼稚園においては実際預かり保育に入らない方々というところが現在既に休業に入っているところがございます。そこについては、個別の通知でご案内していくところで順次案内していくということでございます。

質問の窓口については、教育委員会のところについては、一応こちら教育委員会総務係を想

定しているというところでございます。また、その移行の新たな受付及び市町村共済組合ないしは学校共済組合、そして全国健康保険協会のそうした手続、こういったところについての各窓口についても、これは情報整理させていただいております。こちら表の中段、8月下旬以降のところにはそちらの担当を全て入れさせていただいております。

10月1日以降につきましては、こちら基本もう切り替わっている前提でございますので、健康保険証届き次第、順次対象者への配付としておりますが、10月1日全てが整うことが必ずしも達成されるとは限らないというところで考えているところでございます。実際これ総務課ともお話しさせていただいたんですが、やはり切替え時期というのは非常に遅くなる傾向があるというところでございます。一般的にこういった方々については、健康保険の被保険者としての証明書を発行することでそれに代えることができるというのが現状の対応でございますので、そういった対応も十分こちらで想定できるのではないかとというところで基本的には進めているところでございます。

最後でございます。こちら今回新規の方々が増えていくのではないかとというところでございますので、今後予算上の対応どうしていくかというところでお示しさせていただいております。

新規の分については、9月補正を予定していると。10月1日以降でございますので、ここで対応するのがいいのではないかとということで、こちらでも町長部局と内容を整理しております。

また改めて、健康保険の保険者が変更するに当たっての、いわゆる負担分のところの比率が多少変更になる可能性が十分にあります。この点については、その後に国家公務員の人事院勧告における変更も生じてくる可能性もあることから、その後の議会で対応をするようにということで、これも町長部局と現行話をすり合わせているところでございます。つまり、そのような一応予算上の措置というところを今後考えているところでございます。

一応説明については以上のところでございます。

教育委員会の皆様につきましては、こちらの内容を踏まえた上で、今後どういうこの流れ、このような流れで職員の方々の対応をしているとかというところにおきましてご協議いただくと幸いです。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○教育長職務代理者（留守広行） ありがとうございます。

ただいまの説明に対してご質問等ございませんでしょうか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長職務代理者（留守広行） ないようなので、この件につきましては承認することとして

よろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長職務代理者（留守広行） ご異議がないようなので、そのことで承認されるということにさせていただきます。ありがとうございました。

その他

○教育長職務代理者（留守広行） それでは、その他に入ります。

行事予定等については、お配りした予定表のとおりでございますので、ご確認いただきたいと思えます。青山さん、どうぞ。

○教育総務課主事（青山裕也） 行事予定等についてでございます。

最初お配りしたものの、現状の予定でございますが、大変恐縮な話で、教育長が欠席したところでございまして、教育長の個別の予定というのがまだ確実に全て反映されていないところでございます。この件については、後日改めて確認させていただきまして、最終のものを別途委員の皆様にご案内したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○教育長職務代理者（留守広行） ありがとうございました。それでは、ご対応お願いしたいと思います。

続きまして、令和4年8月教育委員会臨時会と定例会の開催日について、事務局からお願いいたします。

○教育総務課主事（青山裕也） すみません、その他の令和4年8月教育委員会臨時会の開催日からご案内させていただきます。

さきの報告の点検・評価のところでお話しさせていただきましたが、8月5日に第2回評価委員会を予定しております。その後に教育委員会としてのご意見を最終的にまとめ上げるというところの流れがその後予定しているところでございます。あくまでこれは想定範囲というふうにご理解いただきたいのですが、その翌週でございます。8月の第2週のところでいかがかなということ現状想定してはおりますが、ただ、この件については、まず教育長との日程の確認をさせていただいた後に、各教育委員の皆様へ個別の確認をさせていただいた上で決定という流れにさせていただければと考えておりますので、その点でご理解いただくと幸いです。

なお、その後、教育委員会定例会でございますが、こちらについては、当初4月で予定を示させていただいたとおりでございますと8月29日、お時間については、例月どおりでございますれば13時半、場所はこちら202大会議室の予定としております。こちらで問題ないものかご確認よろしくお願いたします。

以上でございます。

○教育長職務代理者（留守広行） ありがとうございます。

臨時会につきましては、後に事務局さんから各委員さんにいろいろ調整に入ることなので、どうぞご対応お願いをいたします。

定例会につきましては、8月29日月曜日、午後1時30分、南郷庁舎202大会議室での予定ということでさせていただきたいと思ます。

以上、予定のほうよろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長職務代理者（留守広行） それでは、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、令和4年7月教育委員会定例会を閉会とさせていただきます。

皆様、ご協力ありがとうございました。お疲れさまでございました。

午後3時10分 閉会

上記会議の経過は、事務局教育総務課が調整したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和4年8月29日

署名委員

署名委員
